

会議録

審議会等の名称	令和5年第10回教育委員会（定例会）
開催日時	令和5年7月27日（木）14:00～15:10
開催場所	山口市役所別館1階第1会議室
公開・部分公開の区分	一部非公開
出席者	藤本教育長、山本委員、佐々木委員、横山委員、佐藤委員、角川委員、鮎川委員
欠席者	
事務局	宮崎教育部長、上野教育部次長、石川教育総務課長、平井教育施設管理課長、右田学校教育課長、渡辺文化財保護課長、大井中央図書館長、山本生活安全課長、柳教育総務課主幹、一村生活安全課主幹、二段社会教育課主幹、戸嶋教育総務課副主幹
付議案件	<p>議案</p> <p>（1）山口市秋穂歴史民俗資料館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則について</p> <p>協議事項</p> <p>（1）令和4年度教育委員会の事務の点検・評価について</p> <p>報告事項</p> <p>（1）山口市犯罪被害者等支援条例について</p> <p>藤本教育長　それでは、ただいまから、令和5年第10回教育委員会（定例会）を開会いたします。</p> <p>会議録の署名につきましては、山本委員さんと鮎川委員さんをお願いしたいと思います。</p> <p>本日は、議案1件と協議事項1件、報告1件となっております。</p> <p>まず、この議案の公開・非公開を確認いたします。</p> <p>本日の議案第1号は公開前の案件であり、また協議第1号は決算に関する事項でございますことから、これらを非公開にて審議したいと思います。</p> <p>非公開に賛成される方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>それでは、議案第1号及び協議事項第1号については「山口市教育委員会会議規則第9条第1項及び第2項」に基づき、秘密会により審議いたします。</p> <p>本日は、審議する順番を公開できるものから始めたいと思います。</p> <p>まず、報告第1号の「山口市犯罪被害者等支援条例」について、事務</p>

局からお願いします。

山本生活安全課長。

山本生活安全課長

報告第1号「山口市犯罪被害者等支援条例」について説明します。

資料④「山口市犯罪被害者等支援条例制定に向けた取組について」をご覧ください。

また、資料⑤といたしまして、「山口市犯罪被害者等支援条例(素案)」の全文をお配りしておりますので、あわせてご覧いただければと存じます。

地域生活部では「山口市犯罪被害者等支援条例」の制定に向け検討を進めておりまして、先般、条例の素案を取りまとめたところでございます。

本日は、この条例素案の中に、学校・教育に係る条文がございますことから、その内容につきまして、教育委員会にご報告をさせていただくものでございます。

それでは改めまして、お手元の資料④に沿って説明します。

「1 条例制定の趣旨」をご覧ください。犯罪被害者やそのご家族・ご遺族は、犯罪等による直接的な身体や生命等の被害に加えて、周囲の者の言動や誹謗中傷等による精神的な苦痛、心身の不調、名誉の毀損、平穏な生活やプライバシーの侵害、経済的な損失等の二次被害に苦しむことが少なくありません。

平成16年に犯罪被害者等基本法が制定されて以降、犯罪被害者等の視点に立った各種施策の推進が図られてきましたが、今なお、犯罪被害者等の権利利益が十分に保護されているとは言い難い状況であり、地方公共団体においても、犯罪被害者等に寄り添ったきめ細かな支援に取り組むことが求められています。

本市では、山口市人権推進指針において、犯罪被害者保護を具体的に取り組むべき人権課題の1つとして位置付けています。

また、誰もが予期せず犯罪被害者となる可能性がある中で、安全で安心なまちづくりを推進するためには、犯罪被害者等の被害からの回復と被害の軽減を図るとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成に向けた取組を進めることが必要です。

このため、犯罪被害者等支援条例を制定し、犯罪被害者等への支援の取組及び体制を明確化するとともに支援制度の充実を図り、犯罪被害者等への支援施策を総合的に推進しようとするものです。

次に「2 山口市犯罪被害者等支援条例(素案)の構成」をご覧ください。まず「基本的事項」といたしまして、「第1条 目的」につきましては、先にご説明いたしました「条例制定の趣旨」を条文化したものとなります。次に「第2条 定義」でございまして、この条例で「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為を、また「犯罪被

害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族と定義しております。次に、「第3条 基本理念」でございます。「犯罪被害者等への支援の基本理念」といたしまして、「犯罪被害者等の尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう配慮して行われなければならない。」「犯罪等による直接的な被害、二次被害及び再被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、犯罪被害者等のプライバシーに配慮し、迅速かつ適切に行われなければならない。」「犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう行われなければならない。」の3点を掲げております。

以下、「市等の責務」「犯罪被害者等への支援」「理解の増進等」、「支援機関関係」「その他」の各項目につきまして、第4条から第19条にかけて定めております。

なお、この条例素案の構成につきましては、既に条例を制定されている県内市町と同様の標準的な構成としているところでございます。

次に、「3 学校・教育に係る条文」について、ご説明いたします。ここには、条例素案のうち、学校・教育に係る条文を抜粋しております。

まず、学校等の責務といたしまして、学校等に在籍する児童が犯罪被害者等の立場となる可能性もあることから、第7条第1項に「学校等は、犯罪被害者等である児童が置かれている状況を踏まえ、家庭及び関係機関等と連携して、犯罪被害者等である児童が学校等において二次被害を受けることのないよう配慮するとともに、児童の発達段階に応じた適切な支援を行うよう努めるものとする。」と規定しております。

また、第2項には「学校等は、市が行う犯罪被害者等への支援に協力するよう努めるものとする。」と規定しておりまして、第1項、第2項とも、学校等の任意の協力を期待するという趣旨でございます。

次に、教育活動の推進といたしまして、第15条に「市は、学校、家庭及び地域社会と連携して、生命、身体及び人権を尊重するための教育活動を推進するものとする。」と規定しております。

市民一人ひとりが、幼少期から発達段階に応じた教育により、生命や身体、人権を尊重する意識を育み、高めることが、犯罪被害者等を支える地域社会の形成につながることから、学校や家庭、地域社会と連携して、人権に関する教育活動を推進するという趣旨でございます。

なお、第7条、第15条とも、同様の条項は、先行して条例を制定している防府市、宇部市、下松市、美祢市においても設けられておりまして、それらにならったものでございます。

最後に「4 取組スケジュール」についてです。県が、令和3年4月1日付けで「山口県犯罪被害者等支援条例」を施行され、また、県内市町

	<p>におきましても、条例の制定に向けた動きが進んでいるところでございまして「参考」に記載しておりますように、令和5年7月時点で、7市4町において施行されているところでございます。</p> <p>こうした中、本市におきましても、警察や山口被害者支援センター等の関係機関と協議を重ね、また、議会質問等も踏まえて、検討を進めてきたところでございます。</p> <p>さらに、犯罪被害者等支援につきましては、先にご説明いたしましたとおり、人権課題の一つとして位置付けておりますことから、資料にございますとおり、去る3月14日に開催いたしました「山口市人権施策推進審議会」にて意見を聴取し、これらを踏まえ、条例の素案をとりまとめたものでございます。</p> <p>現在は、この素案によりまして、6月30日から7月31日までの間、パブリックコメントを実施しておりまして、所要の調整ののち、本年9月議会に条例議案を提出する予定としております。</p> <p>「山口市犯罪被害者等支援条例」についての説明は以上でございます。</p>
藤本教育長	<p>それでは報告第1号につきまして、意見・質問等はございませんでしょうか。</p> <p>佐藤委員。</p>
佐藤委員	<p>学校に関する条文は努力義務となっておりますが、他の項目でも努力義務となるものですか。</p>
山本生活安全課長	<p>この条例は、基本的に新たに義務を課すといったものではなく、基本的には努めるものとするといった条文になるものでございます。</p>
藤本教育長	<p>その他、ございませんか。</p> <p>それでは、ここで生活安全課長は退出いたします。</p> <p>続きまして、議案第1号の「山口市秋穂歴史民俗資料館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則」について、事務局からお願いします。</p> <p>渡辺文化財保護課長。</p>
渡辺文化財保護課長	<p>それでは、資料番号①の1ページ、議案第1号、山口市秋穂歴史民俗資料館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則について説明いたします。</p> <p>まず資料番号②議案参考資料の1ページをご覧ください。</p> <p>改正の概要をお示ししております。</p> <p>まず今回の改正の理由についてです。山口市秋穂歴史民俗資料館は旧秋穂中学校の校舎を活用して展示を行っています。しかしながら建物が老朽化していること、また耐震化されていないことなどから、皆様に安全・快適に観覧いただくための展示機能が十分ではない状況にございます。</p>

よって8月10日より、秋穂総合支所内の空きスペースを活用して展示室を設置したいと考えております。

なお旧秋穂中学校校舎は引き続き資料館として使用しますが、展示しない資料を保管するための場所、保管庫として位置付け、一般への公開は基本的に行わないこととします。

改正内容ですが、次の2ページからの新旧対照表をご覧ください。

第4条で休館日、第5条で開館時間を変更いたします。現行の規則は旧秋穂中学校校舎での展示の公開を前提に定めているものですが、改正後は秋穂総合支所内に設置する展示室で展示公開を行うことから、それぞれ秋穂総合支所に合わせるものです。

つぎに第7条ですが、改正前は入館者の心得として火気・喫煙及び動物・危険物に関する規定のみとしています。文化財保護課のほかの資料館等の規定との整合を図るため、山口市歴史民俗資料館の規程に合わせて改正します。

なお、総合支所における禁止行為を定めた「山口市庁舎管理規則」の規程のうち展示室に直接関係のある規程ともおおむね整合するものとなります。

議案参考資料②の1ページにお戻りください。

「3 施行期日」は、秋穂総合支所内での展示を開始する令和5年8月10日といたします。

「4 その他」としまして、山口市秋穂歴史民俗資料館設置条例及び管理条例につきましては、改正が不要となっておりますことをお伝えいたします。現在の資料館である旧秋穂中学校校舎と、展示室を設ける秋穂総合支所の住所が同一であること、また秋穂総合支所に展示室、旧秋穂中学校校舎が保管庫と機能が分かれることとなるが、いずれも資料館の施設と位置付けられることから条例の「名称及び位置」を改正する必要がありません。

以上で、議案第1号「山口市秋穂歴史民俗資料館設置及び管理醸成施行規則の一部を改正する規則」についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

藤本教育長

それでは議案第1号について、意見や質問等はございませんか。特にないようでしたら、議案第1号について承認される方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

それでは、原案のとおり承認いたします。では、協議に移ります。協議事項第1号の「令和4年度教育委員会の事務の点検・評価」について、事務局から説明をお願いいたします

上野教育部

令和4年度教育委員会の事務の点検・評価についてご説明いたします。

次長

議案は、資料①4ページですが、説明は資料③により行います。

昨年度もご説明いたしました、山口市教育委員会では「第二次山口市総合計画」の分野別計画となります「第二次山口市教育振興基本計画」に基づき、各事業を展開しており、毎年度、スプリングレビューにおいて、施策や事務事業等の評価を行い、決算審査の一環として前年度の成果状況等を「主要な施策の成果報告書」にまとめているところでございます。基本的な考え方は、資料③の1、2ページでご確認ください。

私からは施策・基本事業のうち、その指標が事務事業と重複していないもののみ説明いたします。

まず、政策2の『教育・文化・スポーツ』を実現する手段のうち、3ページの施策2-1の「教育環境の充実と整備」は、6つの基本事業で構成しています。4ページの施策2-1では、指標①②ともに対前年度比で減少しており、ともに目標は達成しなかったことから、充実した学校生活を楽しむことができるよう、継続的な取組が必要でございます。

続いて5ページの、施策2-1を実現するために取り組む基本事業2-1-1「確かな学力の定着」です。

指標①は、対前年度比で2.6ポイント減少しており、引き続き、全ての子どもが「わかる・できる」を実感できる授業を進めることができるよう、継続した取組が必要でございます。

また、指標②は、対前年度比で0.1人減少しており、これは児童・生徒数の減少が主な理由ですが、引き続き、きめ細やかな対応に努めてまいります。

次に7ページの基本事業2-1-2「豊かな心と健やかな体の育成」です。

指標①は、対前年度比で2冊減少しましたが、目標は達成しました。しかしながら、貸出冊数をより増やすため、引き続き、学校図書館を利用しやすい環境づくりを進めるとともに、子どもたちが本に親しむ機会の充実に努めてまいります。

指標②は、事務事業と指標が重複しておりますことから、割愛いたします。

次に10ページは、基本事業2-1-3「現代的課題に対応した教育の充実」です。

指標①②ともに、国のGIGAスクール構想の加速化により、目標は達成しました。今後は、設置したICT機器を計画的に更新してまいります。

指標③は、対前年度比で1.2ポイント減少し、目標は達成しませんでした。引き続き、ALT配置や教員の指導力向上を図ることにより、児童が英語に関心を持つことができるよう取り組みます。

指標④は、対前年度比で5.3ポイント減少しましたが、目標は達成

しました。しかしながら、語学力をより向上させるため、引き続き、学力・学習状況調査の英語科の結果を分析するなど、課題を明確にした上で、課題に対応できるよう、小学校の段階から英語に親しむ活動に継続的に取り組みます。

次に12ページは、基本事業2-1-4「安心して学べる教育環境づくり」です。

指標①は、対前年度比で4.0ポイント増加し、目標は達成しました。引き続き、非構造部材の耐震化を進めます。

指標②は、対前年度比で4.0ポイント増加し、目標は達成しました。引き続き、児童・生徒数の動向を注視し、教室が不足する可能性がある場合は校舎の増築を行うなど、必要な教室の確保に努めてまいります。

指標③は、対前年度比で4.2ポイント増加し、目標は達成しました。引き続き、安心安全で衛生的な教育環境の整備を進めてまいります。

指標④は、全ての学校が危機管理マニュアルに基づき、各種訓練を実施しているところでございます。

次に18ページは、基本事業2-1-5「一人ひとりに寄り添う教育支援体制の充実」です。

指標①は、経済的な理由により、就学できない児童・生徒はいない状況です。

指標②は、対前年度比で0.1人増加し、目標は達成しませんでした。これは特別支援学級の児童・生徒数の増加が主な要因で、補助教員の配置等により、引き続き一人ひとりの教育ニーズに応じた体制の充実に努めてまいります。

次に20ページをご覧ください。政策2の『教育・文化・スポーツ』を実現する手段のうち、施策2-2「生涯学習・社会教育の推進」は、8つの基本事業で構成しています。

21ページをご覧ください。施策2-2の指標①は、対前年度比で0.7ポイント増加しましたが、引き続き、市民が生涯にわたって学び続けることができる環境づくりを推進してまいります。

指標②は、対前年度比で0.7ポイント増加しましたが、引き続き、学んだことを地域や社会で生かすことのできる環境づくりを推進してまいります。

指標③は、対前年度比で2.7ポイント減少し、目標は達成しませんでした。しかしながら、「わからない」と回答した割合が半数近くとなっており、引き続き、地域における青少年健全育成活動への支援や地域人材を活用した教育支援体制を充実させていく必要があります。

次に22ページは、基本事業2-2-1「多様な学習機会と学習情報の充実」です。

指標①は、対前年度比で4,804人増加しましたが、目標は達成し

ませんでした。今後は、工夫した講座の展開により学習機会の充実に努めてまいります。

また、指標②は、対前年度比で23団体の減少となっており、引き続き、生涯にわたって学び続けられる地域の学びの場となるよう、定期利用団体の増加に努めてまいります。

次に25ページは、基本事業2-2-2「大学等と連携した人材育成」です。

指標①は、対前年度比で7件増加し、指標②は対前年度比で1,006人増加し、どちらも目標は達成しました。オンライン講座も含め、引き続き、市民の学習ニーズを捉えた講座等の実施に努めてまいります。

次に27ページは、基本事業2-2-3「生涯学習施設の整備・充実」です。

指標①は、全市的な成果を把握するため、地域生活部協働推進課が所管する地域交流センターのほか、教育委員会社会教育課が所管する施設の利用者が、対象となります。

対前年度比で111,252人増加しましたが、目標は達成しませんでした。引き続き、安全・安心で利用しやすい施設環境づくりに努めてまいります。

次に28ページは、基本事業2-2-4「家庭教育の充実」です。

指標①は、事務事業と指標が重複しておりますので、割愛いたします。

次に31ページは、基本事業2-2-5「地域と学校の連携」です。

指標①は、対前年度比で0.8ポイント増加し、本市の強みとなる事業であることから、今後も引き続き地域・学校・家庭の連携をより深めることで、地域の教育力を生かした体験的な学びの場の充実に努めるとともに、積極的な情報発信を図ってまいります。

次に33ページは基本事業2-2-6「青少年の健全育成」です。

指標①は、対前年度比で6人減少し、目標は達成しました。今後も、関係機関との連携強化に努めてまいります。

次に36ページは、基本事業2-2-7「図書館サービスの充実」です。

指標①と③は前年度比で増加し、指標②は前年度比で減少しましたが、目標は達成しませんでした。これらは、新型コロナウイルスの影響と考えられますが、引き続き、図書館サービス計画や子ども読書活動推進計画に掲げる諸施策を進めていくことで、市民にとって利用しやすい図書館サービスの充実に努めてまいります。

指標④は、対前年度比で1,618点増加し、目標は達成しました。今後も、図書館の個性を作り出す観点から、引き続き資料の網羅的な収集に努めてまいります。

次に43ページをご覧ください。政策2の『教育・文化・スポーツ』を実現する手段のうち、施策2-3「文化・芸術・歴史の継承と創造」で、

5つの基本事業で構成しています。

この施策の主管部局は、交流創造部ですが、このうち、教育委員会が所管する基本事業は、2-3-3「郷土の歴史や文化の保護・継承」になります。

それでは、45ページの「基本事業の成果状況と評価」をご覧ください。

指標①は、対前年度比で1件増加し、目標は達成しました。市内に潜在する歴史・文化資源の重要なものについて文化財指定を行い、引き続き保存を行うとともに、その活用も図ってまいります。

指標②は、対前年度比で2,244人と大幅に増加しており、目標は達成しました。これは、築山跡史跡公園の開園や長門峡の名勝指定100周年記念イベント等、規模の大きいイベントを複数開催したことなどによるものです。今後も、様々な文化財や関連施設等の特色を生かしたイベントの開催に努めてまいります。

指標③は、対前年度比で4件減少し、目標は達成しませんでした。新型コロナの影響も受けていると考えられます。今後はより一層、工夫を凝らした体験プログラムや展示を提供するとともに、出前講座や見学の受け入れも積極的に行ってまいります。

次に、56ページをご覧ください。政策2の『教育・文化・スポーツ』を実現する手段のうち、施策2-4「スポーツ活動の充実」で、4つの基本事業で構成しています。

この施策の主管部局は、交流創造部で、教育委員会が所管する基本事業は、58ページの2-4-3「体育関係団体・指導者の育成」の一部です。

このうち、指標②は教育委員会が所管となります。スポーツ少年団への登録率は、対前年度比で同率となっていますが、目標は達成しませんでした。今後も、スポーツ少年団活動の広報や指導者の育成など、入団環境を整えることにより、登録率の向上に努めてまいります。

以上で、事務局で行いました教育委員会に係る「施策」、「基本事業」の点検・評価についての説明を終わります。

続きまして、「主要な施策の成果報告書」に掲載されます「事務事業」の内、教育委員会所管分について各課長からご説明いたします。

藤本教育長

教育総務課長。

石川教育総務課長

まず、教育総務課分でございます。同じ資料の9ページをご覧ください。

学校給食運営事業でございます。

上段右の令和4年度の手段・取り組みといたしましては、安全な食材を使用し、栄養バランスのとれた給食の提供や、食育推進による地場産食材の活用、給食費の公会計化、老朽化した設備の更新等を行っており

ます。

中段の指標としましては、食育指導を行った学区は全50校となっております。栄養教諭を中心とした食育の推進を行ったところでございます。その中において給食の提供を通じて食育を推進したものです。使用食材の地産地消率につきましては、対前年度比で0.5ポイント向上し、74.2%となっております。

本事業につきましては、今後も、引き続き、効率的、効果的なサービス提供を念頭におきながら、安全・安心で衛生的な給食の運営に努めてまいりたいと考えております。

教育総務課分につきましては、以上でございます。

藤本教育長

教育施設管理課長。

平井教育管理施設課長

続きまして、教育施設管理課分についてご説明いたします。

14ページでは小学校施設長寿命化事業として、大歳小学校管理・特別教室棟の長寿命化改修工事、井関小学校の長寿命化改修に伴う設計、大殿小学校プール付属室改修に伴う設計、小郡小学校第2期のトイレ洋式化工事、平川小学校のトイレ洋式化に伴う設計、二島小学校の消防用放送設備の改修工事、仁保小学校の消防用放送設備改修に伴う設計、中央小学校と二島小学校の屋内運動場の非構造部材の補強工事にあわせて、内部改修等の長寿命化工事、興進小学校のグラウンドのスロープ設置工事、上郷小学校の受変電設備改修に伴う設計を行い、設計業務5件、工事6件を実施しました。

続きまして、15ページでは小学校施設安心安全推進事業として、屋内運動場の非構造部材の耐震化について、照明器具やバスケットゴールなどの落下防止対策を、中央小学校と二島小学校で実施し、佐山小学校と秋穂小学校の設計を行い、設計業務2件、工事2件を実施しました。

これに伴い12ページの基本事業①の屋内運動場の非構造部材の耐震化率については、小・中学校51棟中48棟が終了しております。

続きまして、16ページでは中学校施設長寿命化事業として、湯田中学校特別教室棟の長寿命化改修に伴う設計、大内中学校特別教室棟の大規模改修工事、湯田中学校のプール改修工事、大内中学校と小郡中学校のトイレ洋式化工事、瀧上中学校と二島中学校のトイレ洋式化に伴う設計、小郡中学校の受変電設備改修に伴う設計、徳地中学校の消防用放送設備及びインターホンPHS化改修工事を行い、設計業務4件、工事5件を実施しました。

小・中学校トイレ洋式化改修により、12ページの基本事業③のトイレ洋式化率が52.0パーセントに上昇しております。

続きまして、17ページでは中学校施設安心安全推進事業として、屋内運動場の非構造部材の耐震化について、小郡中学校の武道場の改修設計を実施しました。

	以上で教育施設管理課分の説明を終わります。
藤本教育長	学校教育課長
右田学校教育課長	<p>続きまして学校教育課分についてご説明いたします。 資料③6ページをご覧ください。</p> <p>まず、施策2-①教育環境の充実と整備「1 確かな学力の定着」についてでございます。</p> <p>学習支援事業についてご説明いたします。児童・生徒一人ひとりの個性に応じたきめ細やかな指導をするため、補助教員を総勢143名配置しました。教員一人に対する児童数及び生徒数は、令和3年度に比べ、小学校が同数、中学校が0.3ポイント減となっております。これは、ポイントが減ずることで、きめ細やかさがより増していることを表すものでございます。引き続き、各学校におきまして、児童・生徒の確かな学力の定着に繋がるよう、体制づくりに努めてまいります。</p> <p>続きまして、「2 豊かな心と健やかな体の育成」についてでございます。</p> <p>子ども芸術体感事業についてご説明いたします。8ページをご覧ください。令和3年度は、音楽公演団体のメンバーの感染対策のため、予定していた全ての公演は実施できなかったものの、感染症対策を講じた上で、できる限り、園児・児童生徒の豊かな感性を育む機会の確保することに努めました。さらに、令和4年度は、令和3年度の経験を生かしながら取組を進め、芸術鑑賞をすることができた児童・生徒数を大幅に増加させることができました。</p> <p>続きまして、10ページ、「3 現代的課題に対応した教育の充実」についてでございます。</p> <p>ICT教育推進事業についてご説明いたします。11ページをご覧ください。「GIGAスクール構想」に基づく児童生徒への一人一台端末の整備や教育用、校務用コンピュータの計画的な更新など、ICT教育環境の整備を進めております。また、AIドリルを導入し、家庭においてオンライン学習に取り組むことができるよう、通信環境が整備されていない就学援助世帯を対象にその整備費と通信費について支援を行いました。今後もICTを活用した教育の推進、校務の情報化を進めるため、情報教育の環境整備を推進してまいります。</p> <p>続きまして、12ページ、「4 安心して学べる教育環境づくり」についてでございます。</p> <p>コミュニティ・スクール推進事業についてご説明いたします。13ページをご覧ください。全ての学校において、地域の力を授業や行事で活用しています。好事例数は、令和3年度の43件から令和4年度の38件へと、若干減少をしております。ここでお示しをしております好事例数につきましては、教育委員会が発行しております「地域連携推進室だ</p>

より」において紹介した各学校の好事例の数を取り上げているものでございます。各学校で定番となった取組が毎年行われるようになる等、充実した取組が広がってきている中で、「地域連携推進室だより」の記事を好事例の紹介だけでなく、国や県の動向等、情報提供の紙幅をやや増やしたことによるものでございます。今後も、児童生徒がいきいきと学び、活力ある開かれた学校づくりを行うため、様々な特色ある学校づくり、地域と連携した学校運営の研究・実践について、支援を行ってまいります。

続きまして、18ページ、「5一人ひとりに寄り添う教育支援体制の充実」についてでございます。

子どもの笑顔づくり支援事業についてご説明いたします。19ページをご覧ください。コロナ禍の影響等もあり、不登校の児童・生徒は増加傾向にありますが、それぞれのケースに対応するため、専門指導員、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなど外部専門家を派遣し、教室復帰または状況の好転につながるよう取組を進めました。引き続き、児童・生徒の誰もが笑顔で楽しい学校生活を送ることができるよう教育相談体制の充実など、取組を進めてまいります。

学校教育課からの令和4年度、事務事業の評価分についての説明は以上でございます。

藤本教育長 二段社会教育主幹。

二段社会教育主幹 26ページをお開きください。大学連携講座等開催事業につきましては、山口大学と共催の大学公開講座を始め、徳地地域における主体的な地域づくりにつながる講座として、山口県立大学と連携した「徳地サテライトカレッジ」や、各地域交流センターにおいて、放送大学の巡回講座を開催いたしました。また、大学や各種団体に構成する「やまぐち街なか大学実行委員会」に委託し、市民からの企画提案により、ゼミ、研究会、講座、イベントなども開催いたしました。活動指標の「やまぐち街なか大学の講座数」は、令和3年度と比較して、5講座増加しており、成果指標の定員充足率は21.5%減少していますが、昨年度を除けば、例年並みの状況でございます。今後とも、大学などの高等教育機関の資源や機能を生かした学習機会の充実を図り、学んだことをまちづくりや地域づくりに生かす人材の発掘・育成につなげるよう取り組んでまいります。

次に、29、30ページの家庭教育講座開催事業と家庭教育訪問支援事業についてでございます。家庭教育講座「子育てマナビィ」、就学時健診等の機会を利用した講座やワークショップの開催のほか、家庭教育の広報紙「はつらつ」の配布などによる啓発を行い、各家庭の教育力の向上につながるよう取り組んでまいりました。また、家庭教育アドバイザーによる訪問相談や情報提供、専門機関につなぐなどの個別支援を行

いました。29ページの成果指標の、講座への参加者数でございますが、「子育てマナビィ」につきましては、新型コロナウイルス感染症対策による人数制限等により、実績値も減少しております。就学時健診等の機会を利用した講座につきましては、講座開催数の増加により、実績値も増加しております。30ページの成果指標の「相談窓口の周知度」は、基本事業の成果指標の実績値75%でございます。令和3年度と比較して1ポイント減少しておりますが、引き続き、8割に近い実績値を示しており、目標値の75%を上回っている状況でございます。今後も引き続き、様々な場面を通じて周知活動を行うとともに、家庭教育講座や家庭教育支援体制の充実を図ってまいります。

次に、32ページをお開きください。地域ぐるみ子育て支援推進事業につきましては、市内全小中学校に地域学校協働活動推進員を配置し、連絡協議会を開催するなど、コーディネート機能の充実を図り、地域学校協働活動を行いました。また、「やまぐち路傍塾」では、学校教育支援と生涯学習支援として、地域学校協働活動の一環として、登録ボランティアの活用を図ってまいりました。成果指標①の「子育て支援推進事業年間協力者数」につきましては、約3,000人増加しており、「地域協育ネット」等を通じて活動に係る各主体との連携は図られていると感じているところでございます。また、指標②の「『やまぐち路傍塾』年間活動件数」につきましては、670件増加しております。今後とも、「地域協育ネット」の一層の推進、「やまぐち路傍塾」の登録拡大や活動促進など、多様な地域主体を活用した教育支援体制の充実を図ってまいります。

次に、34ページをお開きください。子どもの居場所づくり推進事業につきましては、放課後や週末を中心に、自然体験活動やスポーツ・文化活動など、地域の特性を生かした体験学習などの場を、各地域の関係団体のご協力をいただきながら実施いたしました。今後とも、各種団体等との連携を図りながら内容の充実に努めてまいります。活動指標の「延べ実施日数」、成果指標の「年間参加者数」は、いずれも新型コロナウイルス感染症に関する制限が徐々に緩和されたことから、回復傾向にあるものでございます。

以上で、社会教育課分の説明を終わります。

藤本教育長	文化財保護課。
渡辺文化財保護課長	文化財保護課所管分について説明いたします。 46ページの名田島南蛮樋保存整備事業です。名田島新開作南蛮樋は江戸時代の干拓に伴う堤防の遺跡で、平成27年度より保存整備に取り組んでおります。令和4年度は2つある樋門跡のうち、三挺樋と呼ばれる部分にかかる石橋の保存修理の実施設計を行いました。また、史跡東側の隣接地に今後の工事のための仮設道路を設置しました。ほかに東側

の竹木の伐採を行いました。

続きまして50ページの鑄銭司・陶地区文化財総合調査事業です。こちらは史跡周防鑄銭司跡について平成28年度から山口大学と連携して調査を行っているものです。まず令和3年度から4年度までの2か年をかけ、最新の調査成果を反映した史跡の保存活用計画を策定しました。今後はこの計画に基づいて発掘をはじめとする各種調査を実施し、その結果に基づいて整備などの検討を進める予定としています。また、令和4年度は一旦現地の発掘調査を止めて、令和3年度に実施した発掘調査の報告書を作成しました。昨年7月6日には日本初の「饒益神宝」鑄損じ銭の出土に関して、山口大学と共同で記者会見を行うとともに、鑄銭司郷土館において特別公開を行いました。ほかに鑄銭司や陶地域交流センターでのパネル展や講座の開催など情報発信や普及啓発にも努めたところです。

次に51ページ、築山跡第1期整備事業ですが、こちらは史跡大内氏遺跡の一つである築山跡で、平成28年度より整備事業に取り組み、令和4年10月に史跡公園として開園しました。この開園を記念し、ぐるり大内文化ゾーン築山跡史跡公園オープン記念事業を交流創造部と連携して開催しました。記念事業は8月から12月まで、文化財保護課としては10月10日の開園式典・イベント、11月27日のシンポジウムの開催、歴史民俗資料館における特別企画展などを開催しました。

次に52ページの歴史文化資源保存活用推進事業です。「山口市文化財保存活用地域計画」に基づき歴史文化資源の保存と活用を推進するため評価会議・推進会議を設置して事業の開催についてのご意見や評価の進め方について、ご意見をいただきました。中山間地域としての阿東地域を対象とし、周遊イベントや講座を開催しました。

以上で文化財保護課の説明を終わります。

藤本教育長 最後に中央図書館館長

松富中央図書館館長 中央図書館でございます。

36ページをお開きください。

基本事業2-2-7「図書館サービスの充実」にかかるものにつきましてご説明いたします。

37ページをご覧ください。図書館管理運営業務でございます。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時窓口の開設をいたしておらず、通常どおり開館することができました。活動指標の開館日数をご覧くださいますと、コロナの影響を強く受けました令和2年度と比べますと多くの日数開館することができました。そのため、成果指標の入館者数、図書貸出点数とも増加いたしました。また、手段欄の一番下の黒ポツにございますとおり「第四次山口市立図書館サービス計画」と「第四次山口市子ども読書活動推進計画」を策定いたしました。

「日本一本を読むまちづくり」を進める本市といたしましては、こうした計画を基に諸施策を展開してまいることといたしております。

次に38ページをお開きください。移動図書館管理運営業務でございます。図書館への来館が難しい市民の皆様に図書館サービスを提供するために、移動図書館「ぶっくん」を2台体制で11コース、サービスステーション43箇所を巡回し、本などの資料の貸出・返却を行いました。昨年度は、サービスステーションの見直しによる運行回数の減少により、利用者数、貸出数は減少しております。地域のイベント等への臨時運行を行うなど、今後も、移動図書館の利便性について広報を充実させ、利用促進を図ってまいります。

次に39ページの学校図書館支援サービス事業でございます。ここでは、学校司書と連携し、市立小・中学校図書館の機能強化を図りました。

内容は、学校図書の実質を図るとともに、学校からの本の相談に応じたり、学校からの依頼に応じてブックトークを実施したりするなど、利用拡大に向けた支援に取り組みました。さらに、小・中学校のほか、幼稚園、保育所等への定期的な配本・団体貸出を行いました。成果指標につきましても、団体貸出利用冊数が増加したものの、学校図書館の児童・生徒一人当たり貸出冊数は、減少しました。今後とも、子供たちが本に興味を抱くような取組を学校と連携して実施してまいります。

次に40ページをお開きください。図書館活用推進事業でございます。図書館利用層の拡大のため、各団体と連携し、講座や図書館まつりなどのイベントを行いました。昨年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を図りながら、市立図書館全館で同じ日に実施するイベント「こどもワイワイ図書館」やパートナー事業者と連携して実施する「まちじゅう図書館」など、多数の行事を行うことができました。多くの市民の皆様にご参加いただきました。その結果、成果指標の行事の参加者、市民の図書館利用カード登録率とも、増加しました。今後も、市民の皆様に関心を持っていただけるようなイベントを展開いたしまして、図書館を利用したことがない人にも足を運んでもらい、さらには、多くの市民の皆様にも、図書館をより活用いただけるよう、努めてまいりたいと考えております。

各課からの説明は以上でございます。

藤本教育長

教育部次長

上野教育部
次長

資料Aの「令和4年度教育委員会の事務の点検・評価に係る学識経験者意見」についてご説明いたします。

点検・評価に際し、教育に関して学識経験を有する方々の知見の活用を図るとされており、予め学識経験者3名からいただいたご意見を取りまとめたものです。

この説明が終わりました後、委員の皆様からご意見等をいただき、こ

	<p>れらを踏まえて、次回8月の定例会では、点検・評価の結果に関する報告書（案）としてとりまとめたものを改めてお示ししたいと考えています。</p> <p>それでは、資料Aの表紙を1枚めくっていただきたいと存じます。</p> <p>表紙の裏は学識経験者の方の一覧で、1ページは教育委員会所管の施策、基本事業に関し、どの分野で意見を述べられたかを「○」でお示ししています。</p> <p>2ページからは、委員のご意見をまとめています。まず、施策1については、指標の達成度に評価をいただいておりますが、市の重要施策14ページの基本事業5については、地域の後継者づくりが課題であることや、路傍塾などの校区外の教育資源の積極的な活用が必要とのご意見などをいただいております。</p> <p>同じく14ページの基本事業6については、地域・学校・家庭の連携や、リーダー的な人材の育成が重要とのご意見などをいただいております。</p> <p>15ページの基本事業7については、図書館サービスや読書の必要性に関するご意見をいただいております。</p> <p>次に、同じく15ページの施策3については、文化財行政に関するご意見をいただいております。</p> <p>最後に、16ページの施策4については、部活動の地域移行やスポーツ少年団に関するご意見をいただいております。</p> <p>また、個々の事業の取組や成果状況などについてのご意見等もいただいておりますが、全体的にはおおむね評価をいただいているものと認識しています。</p> <p>以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。</p>
藤本教育長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは協議第1号について、各委員の方々から、ご意見を賜ればと思っております。</p> <p>鮎川委員。</p>
鮎川委員	<p>資料③の21ページにあります「地域において子どもが健全に育成されていると感じている市民の割合」についてですが、「分からない」と回答した割合が48.5%となっています。</p> <p>その理由は何であろうと考えると、2つあるのではないかと思います。まず1つ目が、アンケートの回答対象が若い世代の人たちだと地域における子どもの姿を目にする機会が少ないことが考えられること、もう1つが、回答の難しい質問になっているのではないかとということです。</p> <p>ですから、「子どもが健全に育成されていると感じている」ではなく、「子供が健全に育成されるための活動が充実していると思うか」といった質問の仕方であれば変わってくるのではないかと思います。</p>
上野教育部	このたび山口市総合計画後期基本計画の改定に伴い、令和5年度から

	<p>次長 指標の内容が変わるものはあるが、施策の指標は同じ内容で引き継がれることとなっております。 そうしたなかで、質問の文言まで変更することが可能であるかは検討したいと思います。</p>
	<p>藤本教育長 その他、何かございませんか。 山本委員。</p>
	<p>山本委員 資料③の11ページの付記事項にICT機器修理保護者負担金が9万8千円とありますが、これはどういったものでしょうか。 修理が必要となるケースが結構あるということでしょうか。</p>
	<p>右田学校教 育課長 これは一人一台端末の補償として、児童が故意に端末を傷つけたと判断した場合に、保護者の同意のもと負担いただいているものでございます。昨年度は数件ございました。</p>
	<p>藤本教育長 他にありませんか。なければ以上で本日の議案件については、終了いたします。 それでは、次回の定例会につきましては、こちらの第1会議室で、8月31日木曜日の午後2時からの予定です。 以上を持ちまして令和5年第10回教育委員会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。</p>
署名	<p>上記のとおり相違ありません。 令和5年 月 日</p> <p style="text-align: right;">教育長 _____</p> <p style="text-align: right;">署名者 _____</p> <p style="text-align: right;">署名者 _____</p> <p style="text-align: right;">会議録調製 _____</p>